

民間資金等活用事業推進委員会
第 2 9 回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第29回計画部会
議事次第

令和4年1月28日（金）10:00～
オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) PPP／PFI推進アクションプランの総括レビュー
- (2) PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）における施策フォローアップ
- (3) 今後の推進施策の取組方針（関係省ヒアリング）
- (4) アクションプランに盛り込む内容について
 - ① PPP／PFIの促進の方向性
 - ② PPP／PFIの推進施策（その1）
- (5) その他

3 閉会

<配付資料>

- 資料1－1 PPP／PFI推進アクションプラン総括レビューのポイント
- 資料1－2 PPP／PFI推進アクションプラン総括レビュー
- 資料2－1 PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況
- 資料2－2 公共施設等運営事業等の重点分野の状況
- 資料3－1 今後の推進施策に関する取組等（国土交通省）
- 資料3－2 今後の推進施策に関する取組等（厚生労働省）
- 資料3－3 今後の推進施策に関する取組等（文部科学省）
- 資料3－4 今後の推進施策に関する取組等（経済産業省）
- 資料3－5 今後の推進施策に関する取組等（総務省）
- 資料4－1 PPP／PFIの促進の方向性（たたき台）
- 資料4－2 PPP／PFIの推進施策（たたき台）
- 参考資料1 PPP／PFIに関する議論の状況について
- 参考資料2 計画部会構成員名簿

○庄司企画官 おはようございます。内閣府PFI推進室の庄司です。本日もよろしくお願いいたします。

若干時間は早いのですが、御出席予定の委員の皆様入られているようですので、進行させていただきますと思います。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第29回計画部会」を開催いたします。

事務局である内閣府PPP/PFI推進室の企画官の庄司です。

本日も、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員14名中13名の委員・専門委員の皆様が御出席でございまして、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されている定足数である過半数に達しておりますので、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の資料の取扱いについてですが「民間資金等活用事業推進委員会議事規則」第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料3及び本日の議事録につきましては、アクションプラン改定後の公表、資料4は、議論のたたき台ということで非公表とさせていただければと考えてございます。

それでは、以後の議事につきまして、柳川部会長に進めていただきたいと存じます。

なお、本日、柳川部会長におかれましては、11時30分での御退席を予定されておりますので、それ以降の議事につきましては、山口部会長代理にお願いしたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 よろしいでしょうか。

それでは、柳川でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、途中退席させていただくことをお許してください。

議事に先立ちまして、資料の取扱いについては、先ほど事務局から御説明のあったとおりとさせていただきます。

それでは、早速、本日の議事に入ります。

議事（１）から議事（３）まで、まとめて事務局から御説明をお願いいたします。

関係府省の皆様におかれましては、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、議事（１）から議事（３）までを一括で進めさせていただきますと思います。

まず、内閣府から議事（１）「PPP/PFI推進アクションプランの総括レビュー」及び議事（２）「PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）における施策フォローアップ」について、公共施設等運営事業の重点分野の進捗状況も含めて一括で御説明させていただきます。

その後、議事（３）の関係省ヒアリングにつきましては、例年、関係府省よりアクションプランに基づく施策の進捗を御報告いただいておりますが、本年は新たな目標設定と

アクションプラン策定を進めることから、各省からは、今後の公共施設等運営事業の取組方針やアクションプランの推進施策に関する今後の取組方針等を御説明いただきます。

なお、委員の皆様からの質疑につきましては、議事（３）の各省からの説明終了後に一括して行い、時間の関係もございますので、御回答も一括して行うこととさせていただきます。

また、時間が不足する場合等、後日個別にメール等での質問、回答により補足してまいりたいと思います。

それでは、まず、内閣府から資料１に基づいて説明させていただきたいと思います。

では、資料１－１を御覧ください。

平成31年、３年前にPPP/PFI推進アクションプラン前半期レビューを行ってございますが、今回、新たなアクションプランを策定していくということで、これまでの総括を行っております。その全体が資料１－１、資料１－２でございます。

また、例年の形で、今回、令和３年改定版アクションプランのフォローアップも行っておりまして、資料２－１でございます。

本日は、時間の関係もございますので、その要点を整理いたしました資料１－１に沿って御説明させていただきたいと思います。

それでは、次のページをお願いします。

「PPP/PFIの進捗状況」ということで、整理いたしました。

１番目でございますが「①事業規模目標」で、これまで７年間の事業規模が約23.9兆円ということで、目標を３年前倒しで達成している状況です。

この状況ですが、関西国際空港をはじめとした大型案件が寄与しているところが大きなところがございます。

「②事業件数・実施団体数」でございます。

類型別のPFI事業件数につきましては、特に類型Ⅱでは、平成25年度の６件から令和元年度の27件と、収益型事業が特に著しく増加している傾向が出ております。

それから、地方公共団体におけるPFI事業件数ということで、平成11年度から平成24年度までの15年間で346件であったところから平成25年から令和２年の７年間で累計729件と倍増している状況がございます。

また、実施団体数ということでも、平成24年度末時点では189団体であったところが、令和２年度末時点で331団体と倍増近くになっている状況でございます。

一方、人口20万人未満の地方公共団体では、実施率は18%にとどまっている状況でございます。

「③活用分野」でございますが、学校施設とか庁舎等、いわゆる箱物施設での活用件数が多数を占めている状況でございます。

④ということで「契約金額」についても整理してございますが、国、都道府県、政令指定都市のレベルですと、100億円以上の案件が最も多く形成されている状況でございます。

10万人以上の市区町村ですと、50～100億円の案件が多くなってございまして、10万人未満の市町村ですと、5～10億円の案件が最多という状況になってございます。

次のページをお願いします。

続きまして「PFI事業の効果」に関して、4点整理させていただいてございます。

まず「VFMの傾向」でございまして、公表されている事業のVFMの全平均ですが、落札後の最終VFMで見ますと16.8%という状況でございます。

これを経年で追って見ますと、低下傾向というところで、最終VFMを追っていきますと、平成12年の平均は28.4%、10年後の平成22年では15.2%、令和2年ですと12.4%という傾向を示しておるところでございます。

2点目の「地域企業の参画」でございしますが、令和元年度にPFI事業計画が締結された事業の47件の中で、地域企業が参画したPFI事業が41件、全体の87%を占めている。

でも、そのうち地域企業が代表企業として参画しているものが、半数程度の47%という状況でございます。

また、それを分野別に見ますと、まちづくりとか健康と環境、教育・文化といったもので地域企業の参画が全体の8割以上を占める状況で、特にまちづくり分野では、地域企業が代表企業となっている事業が13件ございしますが、その中の11件が地域企業が代表企業となっている状況でございます。

3点目の「事業収入源」に関する整理でございしますが、PFI事業の収入源別では、公共からのサービス対価のみを収入とする事業が全体の半数程度を占めてございます。

一方、PFI事業の事業収入源において、公共からのサービス対価に加えて利用料金や附帯事業収入を得る事業が、平成25年ですと5件だったところ、令和元年になりますと28件と大幅に増加している状況でございました。

4点目の「PFI事業の効果」で、PFI法施行から約20年経過しておりまして、事業満了となった事業も生じてきているところでございます。

そういったものについては、事業後の効果も検証されてきているところでございますが、事業評価を行った事例でいいますと、VFMで示される定量的な財政削減効果のみならず、定性的なものになりますが、サービスの質の向上とか地域の活性化、事務負担軽減でございます。それから、多様な効果など、いろいろと確認されている状況がございます。

次のページをお願いします。

続きまして、アクションプランに基づいて行われてきた「各施策のレビュー」ということで、アクションプランの大項目に沿って6点整理させていただいております。

1点目の優先的検討規程でございしますが、平成27年に優先的検討規程の策定の要請をさせていただいているところで、その対象でありました人口20万人以上の団体のうち、令和2年度末時点で約8割で策定が進んでいる状況でございます。

また、令和3年6月には、その要請の対象を10万人以上に拡大いたしまして、令和5年度までの策定を要請させていただいている状況でございます。

こういった策定の状況、運用状況を踏まえまして、より適用拡大というところで、情報の横展開、各種支援の充実、環境整備を推進しているところでございます。

2点目の「地域プラットフォームについて」は、地域プラットフォームを設置・促進し、その中で普及啓発、官民対話、情報交換の場として、案件形成を促進してまいりましたところでございます。

平成30年から令和2年度に地域プラットフォームに参画した地方公共団体数は649、それから、地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数が255と、目標に設定していたものを超過する形で達成している状況でございます。

3点目の公的不動産における官民連携の推進でございますが、地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定・改訂とか固定資産台帳の整備・公表といったものが推進されてきました。

令和2年度時点で、公共施設等総合管理計画は99.9%で策定済み、固定資産台帳については87.5%が整備・更新済みのほか、11.4%が整備・更新中という状況でございます。

また、平成29年には、都市公園法に基づくPark-PFIの制度が創設されておりまして、ガイドラインを公表して導入促進が図られている状況もございます。

4点目は「民間提案について」でございまして、民間事業者のイニシアチブを活用した案件形成を促進するため、令和3年にはPPPも含めた近年の民間提案の活用実態や課題に対応した「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」を更新しまして、公表している状況でございます。

次のページをお願いします。

残り2つの施策についてのレビューでございます。

5番目は「地方公共団体への支援について」で、地方公共団体からの照会・相談に対応する省庁横断的なワンストップ窓口ということで、平成26年に設置してございます。令和2年度の実績で、対応件数が385件となっております。

それから、事業の掘り起こしや事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援など、事業の各段階に応じた各種ガイドラインやマニュアル、事例集を整備してきてまいったところでございます。

また、内閣府においては、事業発案から事業の選定段階を中心にしまして支援事業を実施しまして、平成28年度からの3年間に支援した67件のうち34件が案件化した状況でございました。

それから、地方公共団体の支援で、平成23年に専門家を派遣する制度が創設されてございます。

これに対しまして、令和3年9月から行政実務専門家として、現職の地方公共団体等の職員の派遣が開始されていまして、昨年12月末時点で延べ290人が派遣されている状況でございます。

6 点目はPFI機構の活用でございまして、案件の立ち上げ段階からの支援とリスクマネーの呼び水として、機構の出融資を最大限活用しまして、空港等の重点分野の公共施設等運営事業や地域の独立採算型・混合型事業の実現を支援してまいりました。令和3年12月現在での支援実績は50件に上っておりまして、そのうち公共施設等運営事業は15件を占めている状況でございます。

そのほかにも、地方公共団体、地域金融機関等へのコンサルティング、情報提供等の支援により、取組地域の拡大に貢献してまいったところでございます。

また、地域金融機関等に対してPFI事業の実施面でのサポートを行い、地域人材の育成を図るべく、地域金融機関からの出向者の受入れや講演・セミナー等を実施といった成果を上げている状況でございます。

続きまして、資料2-2に進みたいと思います。

公共施設等運営事業に関する進捗状況を取りまとめたものでございます。

次のページに行っていただければと思います。

個別の状況につきましては、後ほど各省からの説明があろうかと思っておりますので、簡単と思いますが、こちらにつきましては、進捗のあった部分が赤字で表現されておりまして、新たに「水道」「公営水力発電」事業が目標達成予定、達成済みというところになってございます。

次のページをお願いします。

重点分野ごとの具体事業の進捗をお示ししておりますが、この1年間ですと、広島空港での運営開始とか、宮城県の上工下水一体事業での実施契約の締結、愛知県新体育館での実施契約締結、新秩父宮ラグビー場での手続の進捗等が確認されているところでございます。

3 ページ以降に、個別のフォローをしてきた案件の進捗を整理してございますが、ここでの説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、議事（3）「今後の推進施策の取組方針」ということで、各省から順次、御説明いただければと思ってございます。

説明の時間が限られてございますので、国土交通省におかれましては10分、その他の方におきましては5分ということでお願いさせていただいておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、国土交通省、よろしくお願いいたします。

○国土交通省 お待たせしました、国土交通省でございます。よろしくお願いいたします。

資料3-1でございます。

いろいろと分野がございますので、駆け足になると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、空港分野から御説明いたしますが、まずはコンセッション空港でございますが、現在のコロナの状況で、非常に大きな影響を受けている状況でございます。

御覧のとおりグラフのような状況になっていまして、航空需要が大幅に減少している。そのあおりを大きく受けている分野でございます。

そういったことを御認識いただいた上で、2ページでございますが、そうはいっても、国管理空港においては、インバウンド等の取組を柔軟に行える環境づくりは必要だったわけございまして、今後もこういった空港コンセッションという枠組みで滑走路等と空港ビル等の一体経営を実現いたしまして、民間の資金とノウハウを活用した空港運営を行いますということで、空港とか地域の活性化を図っていきたいと考えています。

今のところ、地方管理空港も含めまして、19の空港におきましてコンセッションを導入している状況でございます。今後も地域の意向をしっかりと踏まえながら、自治体の関係者と緊密な調整を行いまして、引き続きコンセッションの導入について推進していきたいと考えております。

おめくりいただいて、3ページでございますが、下水道でございます。

下水道分野では、資料には記載できておりませんが、今のところ4件の案件で実施方針を策定している段階に来ております。

具体的に検討を行っている自治体等に対しまして意見交換・助言等の支援を行うとともに、先行事例における検討ノウハウとか導入効果につきまして、ガイドラインや検討会によって横展開を図っている状況でございます。

また、検討に係る費用について、交付金等による財政的な支援を行っているということでございます。

さらには、交付金の交付に際しまして、一定規模以上の改築に当たって、コンセッションの導入検討を義務づけるという要件も付してございまして、PPP/PFI手法の導入推進に努めているところでございます。今後も、これらの施策を継続いたしまして、案件形成に向けた取組を推進します。

4ページを御覧いただきますと、次は道路分野でございます。

道路分野におきましては、コンセッション事業のうち、有料道路事業につきましては、愛知県の道路公社におきまして、管理する8路線を対象に、平成28年10月から料金徴収期間満了までの最大約30年間の事業期間で運営しております。

5ページを御覧いただきますと、愛知県道路公社の先行事例について、国、県、市の公社、それから運営会社であります愛知道路コンセッション株式会社におきまして、セミナー等で事例を紹介するなどの横展開を行っているといったところでございまして、引き続き情報提供を実施していきたいと考えております。

下のところにありますが、他の地方道路公社に対しましてですが、コンセッションの導入可能性を確認するため、各公社における検討状況等について調査を実施しておりますが、ここにありますように「事業規模が小さい」「収支状況が悪い」「料金徴収期間が短い」といった課題が挙げられているということでございまして、現時点においては、具体的にコンセッションの導入をしている公社は、今のところほかには出てきていない状況でござ

います。

一方で、道路分野におきましては、6ページを御覧いただければ、バスタということでございまして、令和2年の道路法の改正によりまして、バス等のターミナルであります特定車両停留施設を道路附属物ということで位置づけることができましたので、その施設運営について、コンセッションの活用を可能とするということでございます。道路分野では、新たにバスタを対象といたしまして、コンセッションをはじめとするPPP/PFIに取り組んでいきたいと考えてございます。

7ページを御覧いただければと思います。

公営住宅分野につきましては、その整備に際しましてPPP/PFI手法の導入に対する支援とか補助金の新規採択事業におきますPPP/PFI手法の導入検討の要件化といったことを実施しております。

アクションプランの進捗状況でございますが、集中取組期間の目標は6件ございましたが、令和3年12月までのところ、実績として14件になっております。今後も引き続き支援等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の基幹事業として、令和4年度以降に新規着手する公営住宅の整備において、原則1,000戸以上の整備を行う場合には、PPP/PFI手法の導入検討の要件化も進めていきたいと考えているところでございます。

8ページでございます。

次はクルーズで、令和2年3月から、これも先ほどの空港と一緒にですが、今日まで国際クルーズの寄港がない状況が続いております。今後の状況を見極めつつ、対応したいといった状況が今、続いているということでございます。

9ページを御覧いただきまして、コンセッションの状況ですが、案件形成については、1件にとどまっている状況でございます。

一方で、コンセッション以外の民間活用の活用につきましても進んでおりますので、簡単に御紹介させていただきますと「収益事業事例」ということでございまして、これは平成23年の港湾法の改正により制度化された枠組みでございますが、国または港湾管理者が指定した港湾運営会社が行政財産の貸付けを受け、荷役機械などの民間施設等と併せて埠頭を一体運営する制度でございます。現在までに12港において港湾運営会社を指定している状況でございます。

10ページを御覧いただきまして、公的不動産利活用事業でございますが、これも平成29年の港湾法の改正により制度化されたものでございますが、国が指定した港湾におきまして、クルーズ船社が旅客施設を整備し、他社の使用を認めた場合に、港湾管理者が旅客施設を整備したクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める協定を締結できる制度でございます。現在までに9つの港で国際旅客船拠点形成港湾として指定が進んでいるということでございます。

11ページを御覧いただきますと、今度はMICE施設でございます。

MICEの分野でございますが、現在までに4件の案件形成が進んでいるということでござ

いますが、こちらコロナの関係で、需要の消失の影響が長期化しておりまして、厳しい事業環境にあると言わざるを得ない状況でございます。

こうした中で、今後もMICEの動向とか地域の声を踏まえながら支援を継続していきたいと思っております。具体的には、地方公共団体に専門家を派遣いたしまして、独立採算型・混合型のコンセッション方式を含みます官民連携手法による運営方式導入の検討を支援してまいります。

あわせまして、後続の自治体における検討に資するためにも、事業開始済みの先行事例調査から同方式のメリットや課題等の整理を実施いたしまして、公表することにしております。来年度におきましても、こうした今後のMICEの動向とか地域の声を踏まえて、引き続き地方公共団体に専門家を派遣いたしまして、コンセッション導入検討支援を継続していきたいという考えでございます。

おめくりいただいて、12ページでございます。

先ほど内閣府からも御紹介いただきましたPark-PFIの取組でございまして、Park-PFIは、都市公園において飲食店等の収益性のある公園施設の設置とか管理を行う民間事業者を公募により選定し、そこから得られる収益を公園整備に還元してもらう仕組みでございますが、公園管理者側、事業者側、公園利用者それぞれにメリットがある制度になっております。

13ページを御覧いただきますと、事例が出ておりますが、カフェ、レストランといった飲食施設が多いのですが、図書館とかスポーツジムなどの文化・スポーツ系、ホテル、キャンプ、バーベキューなどの宿泊・レクリエーション系またはそれらが組み合わさった複合的な施設ということで、いろいろなバリエーションが生まれている状況でございます。

制度創設から4年経過いたしておりまして、多数の公園で活用の検討が進んでいるということでございます。先行事例の共有等を通じて、引き続き活用促進を図ってまいります。

14ページを御覧いただきますと、インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入について、地方公共団体への支援を実施しているということでございます。

支援内容といたしましては、国交省所管のインフラで利用料金を徴収しないものについて、指標連動方式などのPPP/PFI手法の導入を検討する地方公共団体に対しまして、国交省で委託契約したコンサルタントを派遣することで支援を行っております。

今年度は5つの自治体で支援を行っておりまして、来年度も引き続き導入検討の支援を行っていくことしております。

15ページを御覧いただきますと、小規模自治体への支援でございまして、人口20万人未満の比較的小規模な地方公共団体への支援ということでございまして「専門家派遣によるハンズオン支援」を実施しております。地方公共団体職員のノウハウの蓄積という観点から、PPP/PFIの実施に必要な手続きを職員自らが行えるように、伴走支援ということでサポートしております。

今年度は6つの自治体を支援しておりまして、その過程で得られました、職員自らが検

討を進めた際の実務的なポイントや注意点などをまとめて共有するとともに、来年度以降も引き続き支援を実施していくことにしております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○庄司企画官 ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

厚生労働省からは、水道分野の状況について御説明いたします。

まず、アクションプランの進捗状況と今後の取組についてでございます。

総務省と厚生労働省で、水道の広域化推進プランを令和4年度までに策定するよう、都道府県をお願いしているところでございます。

マニュアルの周知や各種説明会を実施して、広域化の推進のため、推進事業を紹介するなど、地方公共団体の取組の支援を行っております。今後も引き続き令和4年度までのプラン策定に向けた支援を行うとともに、令和4年度以降も地方公共団体に対し、策定されたプランに基づいたフォローアップを行っていく予定でございます。

また、水道分野における官民連携推進協議会等におきまして、公共施設等運営事業等に関する国の取組状況について情報提供するとともに、PPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介する等、地方公共団体による事業の活用を促進しております。今後も、様々な機会を捉まえて、事例紹介等を行い、横展開を図っていく予定にしております。

次のスライドをお願いします。

公共施設等運営事業についてでございます。

水道施設の運営権の設定に係る許可に関するガイドラインを発出するとともに、水道事業における官民連携に関する手引を改訂しております。

また、宮城県、大阪市など先行的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県については、令和3年11月に改正水道法に基づく厚労大臣の許可を受け、令和3年12月に運営権設定と実施契約の締結を行っているところでございます。令和4年4月から、水道分野としては初となる公共施設等運営事業の開始を予定しております。

その他、地方公共団体における今後の経営の在り方の検討のための支援を令和3年度末までに39件行う予定にしております。

今後、宮城県における公共施設等運営事業の運営状況や効果について情報収集を行っていくとともに、先進事例として横展開することにより、公共施設等運営事業等の民間活用を促進することとしております。

次のスライドからは、これまで説明したものの若干補足ということでございます。

まず「『水道広域化推進プラン』の策定取組状況について」です。

策定済みが5団体でございますが、令和4年度までの策定に向けて、各都道府県で鋭意

作業が進められておるところでございます。

それから、水道広域化推進プラン策定に係る留意事項をこのスライドで示しております。

都道府県庁内の関係部局の連携体制の構築とか市町村との情報共有、意見交換の実施、住民への積極的周知とか市町村議会等への説明機会の充実が重要と考えております。

下半分につきましては、水道広域化推進プラン策定の取組事例を示しております。

将来の見通しを踏まえたシミュレーションを行うことで、実現可能な連携のパターンを探っていくことが重要と考えております。

「水道分野における官民連携推進協議会」は、経産省と共催で行っておるところでございますが、平成22年から毎年全国3～4か所において実施しておるところでございます。

それから、水道分野で初めてとなる公共施設等運営事業を実施する宮城県におきましては、上工下水一体の「みやぎ型管理運営方式」ということで、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備修繕・更新工事等を業務内容とした20年間のコンセッション事業でございます。本年4月から事業を開始する予定でございます。

最後のスライドでございますが、大阪市におきましてもコンセッション事業を実施する予定でしたが、令和3年9月に条件面で調整がつかなかったということで、応募者が辞退しており、振出しに戻っておるところでございます。近日中に今後の方向性について公表されると聞いております。

説明は以上でございます。

○庄司企画官 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省、5分程度になりますが、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

資料3-3に基づいて、文部科学省の取組について御説明いたします。

こちらは、PFIのアクションプランに記載された文部科学省関連部分の抜粋でございます。これに基づいて、これまでいろいろな取組を行ってまいりました。

次のページですが、まず「文教施設におけるPPP/PFI事業の推進に向けた取組」として、コンセッション事業中心の支援を行ってまいりました。

コンセッション事業に係る報告書や手引の作成・周知、アクションプランに定めるコンセッション事業は、目標3件に対して、これまで6件の事業が具体化されております。

それから、コンセッション事業に加えて、様々なPPP/PFI手法へ支援対象を拡大していくことについても支援を行っております。

例えばその下でございますように「多様なPPP/PFI事業の支援」として、検討段階を支援するスキームとして特に、小規模な地方公共団体におけるもの、複合化に関するもの、そして維持管理に関する包括的民間委託事業といった事業のモデルとなる事業を支援してまいりました。

また、事例集や手引などの作成、補助事業における一部要件化といったことについても行ってまいりました。

次のページでございますが、先ほど申し上げました先導的取組を支援するスキームとして、先導的開発事業がございます。

令和4年度では、予算案では、2590万ほど計上しております。

こちらの事業は、PFIの事業導入のプロセスにおける検討段階を支援するものでございまして、例えば地方公共団体における手法の導入が進むように、地域や施設の特性等を踏まえて、事業手法の検討、事業の発案、事業スキームの開発など、具体化の検討といったことを実施するための経費ということで、スキームを構築しております。

「事業の仕組み」にございますように、例えば地方公共団体が検討するときの協議会の設置・運営に係る経費とか専門的な調査を行う場合のコンサルティング会社への委託費などについても支援できるようになっております。

次のページでございます。

先導的開発事業のこれまでの実績でございます。

4ページでございますが、令和2年度の実績で3件ございます。

例えば事例1では、神奈川県寒川町で維持管理に関する包括的な委託について検討し、令和4年度からの事業化が予定されております。

事例2としては、宮城県の登米市で、市町村合併に伴う学校再編に合わせた検討ということで、学校施設の複合化の観点から検討を進めていただいて、基本構想については、今年度、予定どおり実施されているということでございます。

事例3ですが、宮城教育大学は、国立大学の宿舎の整備ということで、令和3年度に事業者選定を行って、令和4年度に契約締結の予定と聞いております。

次のページをお願いします。

また、当省におきましては、PFIを推進するための事例集についてもこれまで作成してございまして、こちらにございますように、これまで3つの事例集をつくっております。

「施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編」は、施設の設計・建設を含む事例を紹介しております。

また、維持管理等のみを行う事業に関する事例集、集約化・共用化を行った文教施設についての事例集。こういった事例集を整理し、学校設置者に周知を図り、横展開できるようにしております。

次のページをお願いいたします。

今年度行っているものですが「包括的民間委託等の導入に関する手引き」ということで、令和4年3月に完成予定で、今、取りまとめ業務を進めております。

学校施設等における施設の老朽化に加えて、地方公共団体の職員の不足といったものに対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するための包括的民間委託等の導入に関する手引でございまして、今年度末をめどに作成し、これについては、年度内にこれを解説するためのオンラインセミナーを行う予定にしております。学校設置者への周知、横展開を図っていきたいと考えております。

7 ページ、最後になりますが、次年度以降の取組ということで、先ほど申し上げました先導的開発事業は、令和4年度予算にも計上しております。引き続き、事業の検討段階の支援を重点的に行い、その成果を全国に発信・普及する取組を続けていきたいと考えております。

また、セミナーの開催についても、これまでも行ってまいりましたが、来年度以降もPFIをテーマとしたセミナーを開催し、好事例の周知、横展開を図り、推進してまいりたいと考えております。

文科省からの報告は以上になります。

○庄司企画官 御説明ありがとうございました。

続きまして、経済産業省、お願いいたします。

説明は、今後の取組方針を中心に簡潔にお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

○経済産業省 それでは、経済産業省でございます。

資料3-4に基づきまして御説明させていただきます。

経済産業省ですが、公営水力発電と工業用水道と2点ございますので、それぞれ御説明させていただきます。

2 ページをお願いいたします。

公営水力発電のこれまでの取組状況でございますが、平成30年度以降「PFI導入に係る調査事業等への支援」ということでございまして、同省の補助事業によりまして、地方公共団体による検討の支援をまいったところでございます。

また、令和3年度以降でございますが、鳥取県が水力発電で先行事例となつてございましたが、こういった事例をほかの公営水力発電事業とか地方公共団体へ横展開を図るといった取組をしてきたところでございます。

令和3年度12月末時点の進捗状況でございますが、3自治体で運営の在り方について検討が進められているところでございまして、鳥取県におきましては、運営等事業に係る契約締結が令和2年7月に行われておりまして、令和2年9月以降に運営権の譲渡が行われているところでございます。

また、金沢市でございますが、令和3年9月に民間への事業譲渡契約が成立したということでございまして、令和4年4月に事業譲渡が予定されているところでございます。

また、東京都でございますが、平成30年度以降、経営の在り方の検討が行われているところでございます。

3 ページをお願いします。

今後の取組方針でございます。

今後の取組方針は、令和3年度及び令和4年度に運営権を譲渡する事業等を着実に進めるとともに、先行事例の横展開・検討の促進を着実に進めていくことにさせていただいております。

具体的な取組事項でございますが、先ほど御説明させていただきました3件の事業を着実に推進していくということでございます。

2つ目ですが、PFI導入に係る調査事業の支援ということでございまして、こちらも引き続き当省の調査事業による支援を継続していきたいと考えているところでございます。

また「先行事例の周知・啓発」ということで、地方自治体向けの講習会とか事業者向けの説明会といったところを通じて、取組事例の御説明をしていきたいと考えているところでございます。

公営水力発電につきましては、以上でございます。

○経済産業省　続きまして、工業用水道について御説明させていただきます。

スライド5を御覧ください。

工業用水道分野では、これまでの主な取組といたしまして、導入検討の一助となるような手引書の改訂や厚生労働省と共同で官民連携推進協議会を開催させていただき、周知・啓発に取り組んでまいりました。

また、公共施設等運営事業の実施方針確定等に必要となる調査の支援に取り組んでまいったところでございます。

こうした取組を通じまして、公共施設等運営事業3件の具体化を達成したところでございます。熊本県では、昨年4月から事業を開始し、さらに宮城県、大阪市におきましては、本年4月から事業開始が予定されているところでございます。

スライド6を御覧ください。

今後の取組といたしまして、具体化した公共施設等運営事業が着実に推進されるよう、継続して支援を行っていくとともに、導入効果とか導入促進に向けた課題点について検証してまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、官民連携推進協議会などの機会を活用いたしまして、改訂した手引書の周知ですとか先導的事例の横展開を図りながら、啓発に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、導入検討の推進におきまして、補助事業においてPPP/PFIの導入検討を一部要件化するなど、取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの取組とか先導的事例を検証しつつ、公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFIの導入検討が促進されるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○庄司企画官　ありがとうございました。

続きまして、総務省、お願いいたします。

御説明は、今後の方針を中心に簡潔にお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○総務省　総務省地域振興室の田中でございます。

それでは、総務省からは、アクションプランの推進施策に関する今後の取組方針として説明の御依頼がございました、上下水道の広域化・集約化に向けた支援と公共施設等総合管理計画について御説明申し上げます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、まず、上下水道の広域化・集約化等に向けた支援等についてでございます。1～3ページであります。

1ページ目が上水道、2ページ目が下水道となっております。

御案内のとおりでございますが、上下水道を取り巻く経営環境は、人口減少に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大と大変厳しくなって、事例の紹介、計画策定に要する経費や広域化に伴う施設の整備費などにつきまして、地方財政措置を講じてございます。

1ページ目が上水、2ページ目が下水で、3ページ目を御覧いただきますと、下水道事業につきましては、令和4年度から公共下水道事業等の流域下水道への統合、同一下水道事業内の処理区の統合に係る地方財政措置を拡充するとさせていただいております。

この取組方針ですが、令和4年度までの計画策定に向けた支援を行ってまいりますとともに、地方団体が計画に基づく広域化の取組を進められるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

4ページは、公共施設等総合管理計画でございます。

こちらは大阪府竹田市の事例でございますが、公的不動産活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳の活用事例を総務省ホームページにて公表しております。

こちらの事例は、固定資産台帳のデータを基にして、売却可能資産等を取りまとめて公表することによって、民間への売却につながったものでございます。

今後も、こうした先進事例、活用事例の集約を行って、公表内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

5ページでございますが、公共施設等総合管理計画につきましては、各団体におきまして個別施設計画等を踏まえ、中長期のインフラの維持管理、更新費の見通し、適正管理に取り組むことによる効果額を盛り込んだ上で充実を図りまして、令和3年度中、今年度中の見直しを進めるよう要請しております。

右下ですが、令和3年9月末時点で、91.3%と多くの団体で令和3年度中に見直し予定となっております。

引き続き、これらの団体をフォローするとともに、今の新型コロナウイルス感染症の影響等によって、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体につきましても、見直しに要する経費に対する特別交付税措置を延長するなどして、着実に各団体での見直しが進むように支援してまいります。

今後とも制度を所管されております内閣府あるいは事業官庁と連携して、引き続き適切に対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務省からは以上でございます。

○庄司企画官 御説明ありがとうございました。

資料の説明は以上となります。

○柳川部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの各府省からの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。順次、指名させていただきます。恐縮ですが、時間が限られておりますので、手短にお願いいたします。

それでは、まず、足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 足立でございます。

御説明ありがとうございました。

まず、自身のことについてですが、参考資料にもございますが、この1月からPFI機構の所属ということになりました。

内閣府から、当面のアクションプランの議論が落ち着くまで、継続で参加をと仰せつっておりますので、参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

御説明事項の中で、まず、内閣府ですが、総括レビューは、総じて申しますと、取組事項のいわゆるアウトプットベースでは、大変いろいろなことに御尽力いただいていると思っておりますし、資料1-2もざっと見たのですが、自治体の各規模とか各階層における取組自治体の数も、ストックベースではまだまだとはいえ、フローベースでは着実に増加してきている。いろいろな御尽力の結果がこういったことに着実に寄与しているのは間違いないと思いますので、その辺は改めて素晴らしいことではないかと感じた次第でございます。

それをベースとした上で、これは難しいことではありますが、今後は個別事業のレベルでも、施策全体としても、具体の目的とか効果を見据え、よりアウトカムベースを意識した目標設定とか効果の計測を推進していくことが重要なのかなと、思った次第でございます。

それから、各省におかれましても、非常にいろいろとやっただいていてということなのですが、2点あります。まず、既存の取組のところで1点目としましては、10年前の当初と比べて、関係省庁が複数に跨る上下水道分野は、当初の見込みに比べて動きがちょっと遅いのではないかということです。

最近、上下水の官民連携（PPP）については、予備軍も含めて、当面はもう一巡ではないかといった話を聞くときもあつたりしますが、実際はどうか。

言うまでもなく、コロナもありましたし、料金減免、支払い猶予などを行っている自治体も増えています。収支も悪くなって、また自治体もますます忙しくなっていることから、官民連携には一見逆風ですし、広域化も含めて難しいのだらうと思うのですが、逆に一方で、だからこそ喫緊にこれらを進めないといけない。和歌山の事故なども記憶に新しいところですよ。

なので、その辺も踏まえた自治体へのさらなる二の矢、三の矢の推進方策、促進方策をどうするかといったところとか、場合によっては、自治体の掘り起こしだけでなく、別の観点、例えば、新たな地域の担い手セクターの創出とか新産業創出といった省庁横断的な大きな視点からのアプローチなども含めて、今後御検討いただくことも重要なと思います。

最後に、各省とも今日はこれまでの既存取組分野をベースとして御説明をいただいたと思うので、今日のスコープにはもともと入っていなかったのかもしれないですが、今後の新しい政策課題の中でPPP/PFIをどう活用するのかといったことがあるのか、ないのか。

何でもかんでもPPP/PFIでということではないと思いますが、その辺ももし何らかあるのであれば、また別途の機会に教えて頂けるとうれしいと思った次第でございます。いずれも回答とかは結構でございますが、コメントでございます。

以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員　弁護士の高橋でございます。

個別の分野になりますが、お話がかぶってしましますが、水道のところの進捗が鈍いかなと、私も率直に感じているところではあります。進捗状況として達成予定30件と出されていますが、実質的に事業として行われたのは1件のみで、今後の経営の在り方検討支援が39件ですから、事業としては1個なのかなと。

宮城県は、県の用水供給事業だということがありますので、横展開するには、割と特殊な案件と言えれば特殊な案件かなと。

それから、止まってしまった大阪は、管路の工事を集中的にやるコンセッションで、これもまたコンセッションの想定している典型的なモデルとは異なったモデルを使っていることもあって、この2つの事例から横展開は、それだけだと発射台として厳しいのではないかとこのところが正直あります。

そう考えると、一定規模以上の人口規模の都市に関する一般給水も含めた部分のコンセッションをいかにモデル的に実現するかが横展開においてはすごく重要なのではないかと思いますので、そういう目線で目標設定をしていただきたいというのが率直な意見でございます。

もう一つは、宮城県も、実施する際には、議会説明とかも非常にいろいろと御苦労されていると聞いているので、その辺の進め方は、準備の段階から実際の議決まで、庁内の取り回しや地域への説明等のノウハウなどをうまく吸い取って、それを皆さんに提供することはすごく大事なのではないかと考えておりますので、その点を御検討いただきたいところでございます。

それから、下水に関しても、数ももうちょっと欲しいところではありますが、横展開できるモデルになるような規模の事業で、いかにいいものをつくるかという視点はぜひ持って

いただきたいと思います。

あと、道路に関しては、公社の料金期間が短いとかの議論がありますが、愛知の道路も、基本的に事業リスクをシェアするスキームを取っていて、純粹に民間事業を任せてしまうやり方をやっていないと思うので、もっと工夫をすればやり方があるのではないかと率直に思いました。

あと、キャッシュフローを生まないPPPを検討されているということなので、ある意味料金徴収期間が終われば、キャッシュフローを生まないPPPだと考えると、ここで公社の道路の検討をやめてしまうとしたら、ちょっともったいないのではないかと思います。料金徴収が終わったら、キャッシュフローがないPPPにそのままシームレスにつながっていく形で事業をつくることも考えていいのではないのかなというところです。

以上になります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。

御説明ありがとうございます。

まず、総括レビューの件は、足立委員と趣旨は同じですが、何が何でもPFIというわけではなくて、適材適所と毎回同じ発言で恐縮なのですが、そういう視点は改めて重要なと思います。

そういう意味で今回のレビューは、どっちかというとい今までやられてきた様々な施策について、量的に充実してきたことは、非常に敬意を表したいと思いますが、レビューということで、どっちかというとい今後の課題につながるようなところについて、少し情報が少なかったのは残念だと思いました。

一番重要な論点として、限られたリソースでめり張りをつけていくことが必要だと思いますので、どの分野を重点的にやるというのをもう一度、これまでの経験を踏まえて見直すことが必要だと思います。

あと2点ありまして、一つは、水道事業のように利用者収入に依存する事業について、空港の話をしていてもコロナの状況で特に需要が落ち込んでいる事業については、本当に大変だと思っています。

空港のコンセッション事業者は結構大変ではないかと思っていますが、仮に経営状態がずっと苦しいままでいくと、今後、コンセッション期間の間、例えば投資がなかなか思うようにできないとか。そういった場合に、日本の航空政策そのものに影響を与えかねないのではないかと危惧しています。

そういった懸念があるのかないのか、モニタリングを行いもし厳しい状況にあったらどういった対策を打っていくのかみたいな検討はされているのか、もしされていないのだったら、そういうことも考えていく必要があるだろうと思いました。

あと、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの件についてですが、一つ重要な

は、例えば道路で言うと、性能規定型の契約は、きちんと作り込んでいくことが大事なのではないかと思っています。

実務で当然やられていると思うのですが、工学とマネジメントの知見を融合していくところが重要だと思うのですが、この辺りは、国交省が中心となって議論を行っているのか、それともどちらかというとコンサルタント会社を中心となって、独自で検討しているのかという辺りは、ぜひ国交省が中心となってやったほうがいいのではないかと私自身は思っていますが、その辺りでもし見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 それでは、続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 御説明ありがとうございます。

富山市の本田です。

内閣府の資料について、2点意見を述べさせていただきます。

まず、資料1-1の2ページのVFMについてでございます。

年々VFMの数値が低下傾向であることの要因につきまして、可能であれば、御教示いただければと思います。

そして、こういった低いVFMの中でも、PFIが行われるメリットがあるはずだと思います。

PFI事業の効果についての記載もございましたが、もう少し具体的なメリットも書き込んでいただければ幸いです。

最後に、資料1-2の34ページでございますが「優先的検討規程の策定・運用状況」でございます。

ここには、案件を検討した団体数は記載されておりますが、その結果、事業化できた数についてもお示しいただければ幸いです。

それに加えて、事業化できなかった理由として、どんなことが考えられるかを整理していただき、今後、より実効性の高い方法を検討すべきではないかと思っています。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 私から数点ありまして、まず、全体のところなのですが、数々の取組によって大分PFI事業が浸透してきたところはあるのかなと思いますが、その反面で、人口の少ない地方公共自治体。

○柳川部会長 ちょっと声が聞き取りにくいので、もう少し大きく、ボリュームを上げてお話しいただけますでしょうか。

○鈴木専門委員 聞こえていらっしゃると思いますか。

○柳川部会長 はい。よろしくお願いします。

○鈴木専門委員 人口の少ない20万未満の自治体は、導入が18%程度にとどまるという御説明があったかと思うのですが、一方で、地域プラットフォームは目標達成という御説明

もありました。

ということで、今後は、人口の少ない地方公共団体の導入の支援にプラットフォーム、あるいは専門家の派遣、実務者の派遣みたいなところにフォーカスすると、そういったところの導入がより進むのかなという印象を受けました。これはそういった感想です。

次に、国交省の御説明だったのですが、空港施設のところで着陸料の引下げによって路線数が増えるという御説明があったかと思うのですが、果たして、トレンドとしては、人が移動せずに物が移動する流れが今後、ますます増えてくるのかなと。

一方で、貨物が増加するかもしれないところもございますが、利用料が下がると、路線数は確かに増加するかもしれないのですが、それは貨物であるかもしれないということで、ターミナルビルの売上げの増加には寄与しないのではないかと。そうすると、この御説明のあったメカニズムで地域にお金を落とすという説明はちょっと厳しいのかなという印象を受けました。

次に、厚生省なのですが、今、ほかの委員の先生からも御指摘がありましたが、水道の広域化とかそういうところがなかなか難しいという話があったかと思うのですが、収入源がこれからどう考えても減少していくところが既に自明になっている中で、事業の継続の可能性を見いだせないのは、民間の立場からすると当然かなと思います。

自治体のデザインというのですか、富山のコンパクトシティのような町の構造自体の作り直しは、1つの市だけではなくて、ある地域全体で町の形をつくり直す議論と併せて議論していかないといけないのではないかと感じました。

最後に、経産省なのですが、公営水力のPPP/PFI事業がある意味うまくいったというか、FITが導入されたことで安定的な収入みたいなもののめどが立って、改修とか更新みたいな非常にお金がかかるところが設計しやすくなったことがあるのかなと考えると、これは特殊なケースなのではないかと受け取っています。

一方というか、こういった水力発電所みたいなものの施設の更新とか改修は、プロジェクトが非常に大規模化しますので、民間だけだと当然難しくて、経験を有する民間が実施するといったというのは、そういった意味で大きいのかなと。

そういう形で考えると、同じようなアナロジーで、公営水力のようなFITみたいなものの経済的なサポートというか、そういったものがありつつ、また、民間では本当にやりにくいプロジェクトで大きいもの、必然性みたいなものが高いものというような公共事業はほかにないのかなと。これは感想みたくなくなってしまうのですが、そのように感じた次第です。

私からは以上になります。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員　難波です。

皆さん御説明ありがとうございました。

私から3点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

1点目が、国土交通省の先ほどの道路の御説明なのですが、先ほど高橋委員からもコメントがありましたが、公社の道路だけに限って考えると、事業規模も、事業の組立て方もほとんど発展性がないだろうと思うので、有料道路だけではなくて、一般道路との組合せとか、先ほどの特定車両停留施設との組合せ、あるいはほかのものとの組合せ、有料道路とAPの組合せといったものを幅広く考えられるような事業を組み立てていく必要があるのだろうと、コメントですが、思いました。

2点目が、厚労省が絡む御説明のあった水道あるいは下水道にも関連したところなのですが、横展開のしやすさで、まずパイロット事業をつくっていく、それを各省庁で先導していただくような考え方が必要だろうというのと、広域化をしていくのが大前提だと思うのですが、まだ様子見をしたい自治体などがあったときに、これはPFI室の事業の仕組みの問題かもしれないのですが、例えば後から特定事業に加わりたいとか加えていくことが、現状だとほとんどできない、なかなか難しい状態で、最初から加わっていないと駄目で、小規模な自治体とかが後で取り残されてしまうような課題があり得るのではないかと思ったので、そういったところはPPP/PFIの制度側でももう少し考えていく必要があるのかなと思いましたというのが2点目です。

あと、これは全体的な話なのですが、今回、PPP、特にPFIに関連するような各省庁が持ちの施設に関しての御説明をいただいた感じだったと思うのですが、各省庁のそれぞれのもう少し大きな目標とか大きな課題に対して、このようにPPP/PFIを使っていけますというところの御説明というか、打ち出しがもう少しあればいいなと。各事業者が、これから事業を考えました自治体の上位計画であったり、省庁の上位計画からこのように進んでいきますというのが欲しいと思ったので、今般、国土交通省の官民連携グリーンチャレンジモデルと同じような形で、もう少し上位計画からきちんとPPP/PFIに流れていくような打ち出し方をしていただければと思いました。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

申し訳ございません。時間がないようでございますので、手を挙げていらっしゃる委員のお二方、申し訳ありませんが、追加の御意見を後ほどメール等で事務局に出していただければと思います。

そのほかの委員の方も、追加の御意見がありましたら、ぜひメール等で事務局に御意見、御質問等をお寄せいただければと思います。

それでは、今の御質問、御意見に対して、各府省より、各1～2分程度で御回答ということになっておりますので、細かいところはまたメールで御対応いただくということで、1～2分程度でレスポンスをお願いいたします。

○庄司企画官　まず、内閣府でございますが、御質問の点はまた追って御回答させていただければと思います。

続きまして、国土交通省、いかがでしょうか。

○国土交通省 国土交通省でございます。

先ほどの御指摘の中で、コロナ禍で非常にSPCの経営が厳しい中でモニタリングをやっているのか、あるいは対応策を考えているのかという御指摘がございました。

国土交通省としましては、モニタリングを不断にやっております、各社の経営状況をチェックしながらフォローアップしているところです。

また、コロナ禍に対する対応策につきましても、例えばコロナ禍においても必要な施設整備がありますので、それに対する無利子貸付制度、あるいは運営権の分割払いをしているSPCにつきましては、運営権対価を猶予する制度を設けて、コロナ禍に対する対策を講じているところでございます。

それから、着陸料の引下げにつきましては、SPCの発案次第で引き下げができることになっておりまして、当然、貨物便を誘致する際にも、着陸料を引き下げることができます。

なので、当然、今、旅客はなかなか増えない状況ではありますが、旅客便だけでなく貨物便を誘致する際にも使えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○国土交通省 続いて、有料道路の関係ですが、先ほど御指摘がありました愛知の関係で、適切なリスク分担を行っているのではないかと。それはまさにおっしゃるとおりで、す。

今、いろいろとお話を聞いている中では、そもそもリスクはさることながら、事業の規模がそもそも小さいとか、SA・PAがそもそもなかったり、それによってなかなか魅力的に映らないところもあるようではあるのですが、いずれにしてもそれも含めて御指摘のとおり工夫すれば、まだ何とかなる余地はあると考えておりますので、引き続き横展開にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○国土交通省 続けて、特に道路を例にとということで、性能規定型を導入するための仕組みづくりという御意見を頂戴したと思います。

私も不勉強な部分がございますので、これについては、内閣府などからもよく先生の御意見などを確認させていただいた上で、どういった可能性があるのか、検討させていただきたいと思います。

それから、難波委員から有料のところだけではなくて、ほかのバスタなども含めてという御提案を頂戴しましたが、冒頭に御説明させていただいているように、今後、バスタの分野を重点的に推進していきたいと考えているところでございます。

○国土交通省 下水道です。

御意見いただいた中で、新たな具体例の創出とかモデル的なところをつくって汎用的に展開していくという御意見をいただきましたので、こちらで御意見を賜りまして、検討していきたいと思います。

○柳川部会長 よろしいですか。

御検討いただくところは、御発言いただかなくても、後でお答えいただければ結構ですので、続いては厚労省、何かありますでしょうか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

御意見いただきまして、ありがとうございます。

水道事業はなかなか進んでいないと御指摘いただきましたが、まずは先行事例につかましての横展開は重要だと思っていますので、着実に進めてまいりたいと思います。

1件、高橋委員から、今回の宮城県の事例は用水供給なので、特殊な事例ではないかという御意見がございましたが、宮城県の事業は、浄水場そのものの運転管理あるいは設備の修繕・更新業務ということで、水道事業の中心的なコアとなる業務でございますので、決して特殊な事例でないことは補足させていただきたいと思います。

厚労省からは以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、文科省、よろしくお願いします。

○文部科学省 文科省でございます。

文教施設におきましても、引き続き先導的な検討段階における支援、好事例の横展開、周知といったことを積極的に行いながら案件形成に努めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

経産省、よろしくお願いします。

○経済産業省 公営事業とFITの関係についてコメントをいただいたところでございますが、FITについて、FITが今回の経営の見直しに直接つながるかといったことについては、御承知のとおり、事業者にとってある程度FITによる収入が確保されることになるので、直接的なつながりがあると言い切れるのかなというところはあるところでございますが、他方で公営水力などについては、設備が高経年化していることもございますし、電力システム改革といったところも進展している中で、様々な経営の在り方について直面することがございますので、こういったところについて、我々としても、様々な方策を取って支援してまいりたいと思っております。

○柳川部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、総務省、お願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

いろいろと御意見をいただきまして、中でも小規模団体のPFI実施の支援という御意見をいただきまして、総務省も引き続き事例の周知・普及などの横展開を通じまして、ぜひやってみたいという意欲的な団体については、内閣府と連携で積極的に後押し、支援を行っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

あと、上下水道の関係で、担当課から何かあれば、いかがでしょうか。

○総務省 準公営企業室でございます。

上下水道の担当はこちらにいますが、それぞれ御意見を踏まえまして、事業官庁と

ともに連携して対応してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○総務省 総務省は以上でございます。

ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

せかしてしまって申し訳ございません。

またメールで御対応いただくということでお願いいたします。

全体的に丁寧に御説明、御質問にお答えいただいて、大変ありがたかったのですが、アクションプランに向けて、今後の取組では、引き続き検討というお話が多かったように思います。

今後、どういうことをやっていくのかをもう少ししっかりとお出しいただかないと、なかなか次に進めないと思っておりますので、ぜひ御対応をよろしく願いいたします。

それでは、質疑応答はここまでとさせていただきます。

関係府省の皆様、どうもありがとうございました。

続いて、議事（４）について審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○庄司企画官 事務局から議事（４）について御説明させていただきたいと思います。

議事（４）は、今後のアクションプランに盛り込む内容についてということで、まず、参考資料１を出していただけますでしょうか。

これまでの２回の計画部会を踏まえて、盛り込む内容について整理しているところでございますが、参考資料１ということで、昨今のPPP/PFIに関する議論の状況を簡単に御紹介したいと思っております。

２ページに進んでもらえますか。

経済財政諮問会議とか新しい資本主義実現会議といった会議が動いているところでございますが、１２月３日の経済財政諮問会議におきましては、官民の連携によるインフラ整備について、令和４年度以降の中期の計画を早急に策定し、野心的な目標や重点分野別の取組方針、KPIを具体的に掲げ、地銀等を巻き込みながら大胆に推進すべきといった各種御指摘をいただいている状況でございます。

次に行っていただきますと、１月１４日の諮問会議におきましても、民間投資を引き出す公的投資の重要性の御指摘をいただいているところでございます。

その次は、同じく１月１４日でございますが、新しい資本主義を支える官民連携の在り方について、徹底的に検討していくことも掲げております。公的分野への民間資金の呼び込みといったことも取り上げられているところでございます。

次のページで、また、今国会におきます総理の施政方針演説におきましても、公共施設の運営を民間に任せるコンセッションの一層の活用といったことに言及されているところが背景の状況としてございます。

それでは、資料４－１をお願いします。

今後のアクションプランの内容で、資料は非公表とさせていただいておりますが、資料４－１と資料４－２は、これまでの議論を総括する形で取りまとめている現時点でのたたき台でございます。

資料４－１につきましては、方向性ということで、これまで御議論いただいたPPP/PFIのより一層の活用の着眼点。

資料４－２では、その活用のために必要となる推進施策を整理しているところでございます。

あと、計画部会での議論に加えまして、推進委員会の委員とも事務局のほうで個別に意見交換をさせていただきながら、御指摘も踏まえて整理しておるところでございます。

資料４－１でございますが、大きく６点整理してございますが「①地域における活用拡大」は、これまでの計画部会でもお話しさせていただいたところでございまして、自治体における活用数を増やすこと、活用団体を拡大していくことが重要である。

そのためには、積極的に検討するというプロセスの定着化とか、特に取組をこれから促進していきたい小規模の自治体、地域企業が取り組みやすいように、そのためにはいろいろなモデルの形成とか支援ツールの充実といったことが重要かと考えておるところでございます。

また、各種連携事例の横展開も重要かというのが①でございます。

②の活用対象を拡大していくことにつきましても、これまで挙げさせていただいている、その着眼点といたしましては、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理・運営とか、公園、公民館、図書館等を挙げさせていただいておりますが、身近な施設での活用。

それから、コンセッション事業の多様な分野でのより一層の活用を進めていくことが大事なかと。

あとは、政策課題との連携ということで、グリーン社会の実現とかデジタル技術の社会実装といったものも捉えていかないといけないかなというところがございます。

③といたしまして「収益事業の積極的活用」ということで、収益事業、民間サービスの誘発、新たなビジネス機会の創出に大きく貢献していくものであるということで、重要であると考えてございます。

そのためには、官民の積極的な対話の機会の確保とか民間の発意を取り込む体制の強化、そういったものを取り込んだモデルをつくっていくことが大事と考えてございます。

４点目は「多様な主体の能力と取組意欲向上」ということで、今までの着眼点に対してしっかりと進めるためには、関わる主体の能力強化、意欲を向上させていくということで、優先的検討規程とか民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上とか、金融機関に対してもリスクマネーの供給に資する能力向上ということで、PFI機構からのノウハウ移転等も含めましてやっていくことが大事だと考えておるところでございます。

また、PPP/PFIの効果に関して、しっかりと見える化を図り、情報発信をしっかりとしていくことも大事かと考えてございます。

5点目といたしまして「民間による創意工夫の最大化」ということで、最大化を図るために制度の改善とか行政の保有データの公開といったことを促進していくことが重要かと考えてございます。

6点目につきましては、これまでの計画部会で明示的にお示ししていなかったと思うのですが「自律的な展開基盤の早期形成」が重要と挙げさせていただいてございます。

PPP/PFIがそれぞれの主体で自律的な展開をしていく環境を早期につくっていくということで、今回、10年間の目標ということで考えてございますが、その前半を重点事項期間と位置づけた上で、その中でPFI機構が先導役となった新たなPFI活用モデルの形成とか地方公共団体、民間事業者の能力強化等、主体・人材の育成を徹底的に実施していきたい。

そのためには、KPIを設定して、進捗をしっかりと確認していくことが重要かと考えてございまして、こちらを全体の方向性として、今の時点での整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、資料4-2ということで、推進施策に関しまして、今回の議事はその1となつてございますが、今の時点での考えられる整理をして、たたき台としてお示ししてございます。

(1)～(4)ということで整理してございまして、1点目は「新たなPPP/PFI活用モデルの形成」ということで、いろいろな分野に活用していくということでは、やはりそういったモデルをつくって、それを参考にしながら広げていくことが重要かということで、これまで挙げておったようなモデルについて、しっかりと形成していくこと。

その中で、PFI機構が新たな活用モデルの形成を先導していくこと。

それから、PFI機構によるモデル形成の支援の取組と国の各種支援施策がしっかりと連携していくことが大事ではないかと挙げさせていただいております。

「(2) 能力・取組意欲の向上」でございまして。

これもそれぞれの主体において、こういったことをやっていくことが必要かということで、①は「地方公共団体の能力・取組意欲向上」ということで、優先的検討規程などのルール化をして、積極的取組を担保していく、しっかりと運用も含めて考えていく必要があること、また、補助採択における導入検討の要件化等もしっかりとやっていくことを挙げております。

2つ目といたしまして、互いに高め合いながらPPP/PFIを促進する環境づくりということで、様々な連携、情報の発信を進めていければと考えてございます。

次のページでございまして。

「民間企業・金融機関の能力・取組意欲向上」でございまして、これも地域プラットフォーム

ォームの活用等を挙げてございますが、PFI機構から金融機関へのノウハウの移転とか民間の発意を取り込む体制の強化といったものを考えているところでございます。

3点目は「機運醸成に向けた発信の強化」ということで、首長・議会・住民等の理解促進につながるような機会の確保とか、説明ツールといったものを使ってより機運醸成を図っていくこと、広報等も強化できればということで挙げさせていただいてございます。

3点目は「実施上の課題解決支援」ということで、それぞれの取組の中で発生している課題について、ガイドライン等を充実するような形でノウハウ等を整理していったということと、2点目は負担の軽減ということで、これまでも様々な手続の簡素化とかを進めているところでございますが、こういったところをより評価していった、取組の負担を軽減していきたいということでございます。

あと、事業者・金融機関の実務上の課題につきましては、PFI機構がその解決を支援することも考えていきたいと考えてございます。

「(4) 取組基盤の充実」ということで、下支えする仕組みをしっかりと充実していったということで、1点目は情報を充実するというところで、これまでの蓄積を踏まえた、多様なPFIの情報をしっかりと発信していくことで、その情報を充実させるのが1点目。

2点目は、その情報の発信など、情報の活用機会の充実ということで、ウェブサイトの充実とか、行政のデジタル化に合わせた取組ということで、今まで行政が持っている情報をしっかりと出していく。

それから、所管分野・事業分野が縦割りにならないよう、こういったところで垣根を超えて、よりノウハウを共有していくこと。

3点目は「制度改善」と挙げさせていただきましたが、民間が創意工夫を発揮することがPPP/PFIの特徴・メリットというところで、そのために、運用上の課題とか、そのための対応をしっかりと検討していくことが大事なかと。

例えばですが、PFIの性能規定のメリットは、仕様規定になっているところについて、より性能規定の促進を図っていくとか、こういった仕組み・運用の点の解決を図っていければというところでございます。

また、規制改革・行政改革と連携したPPP/PFIに係る制度や運用の改善といったことについても積極的に取り組めればということで、施策をいろいろと挙げさせていただいているところでございます。

こちらは、あくまでたたき台ということで、本日も御議論いただきながら、どんどん充実を図っていきたいと考えてございますが、新たなアクションプランは、最初に御紹介したように、野心的な目標とか大胆に推進していくといったことも掲げられておりますので、ぜひいろいろな御意見をいただければというところでございます。

以上になります。

○柳川部会長　ありがとうございます。

恐縮ですが、私はここで途中退席させていただきますので、簡単にコメントさせていた

できます。

今の資料4の御説明は、冒頭にもありましたように、総理の演説とか、現政権のPPP/PFI、コンセッションに対する注目度というか、期待が非常に大きくなっております。

ただ、その中では、それを具体的に動かしていく政策が必要で、その具体論がないと、掛け声だけが大きくなって、実際にはなかなか動かないということになります。

なので、今、事務局から様々なポイントの御説明をいただきましたが、ぜひ委員の皆様方からも具体的に動かしていくポイントあるいは大胆に検討すべきポイントを積極的に出していただいて、より野心的なものにしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、退席させていただきますので、以降の進行については、山口部会長代理にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山口部会長代理 柳川部会長が都合により退席いたしましたので、以降の進行は、私が行います。

ただいまの説明について御意見、御質問等を受けたいと思いますが、時間が限られていますので、まず、先ほどの(1)～(3)で御発言をいただいた委員以外の方から御意見、御質問等を受けたいと思います。その上で、(1)～(3)で御発言いただいた委員にも、時間が許す限り御意見をいただきたいと思います。

それでは、今述べた手順で進めたいと思いますので、(1)～(3)で御発言された以外の先生で、発言のある方は挙手をしていただきたいと思います。

では、宮川委員、よろしくお願いいたします。

○宮川専門委員 ありがとうございます。

三菱UFJ銀行の宮川でございます。

2点コメントをさせていただきたいと思います。

1点目ですが、方向性に関してでございますが、小規模自治体へのモデルの展開という点についてコメントさせていただきたいと思います。

前段の総括レビューで、大規模自治体、大規模な案件の取組はおおむね進んだと。これを10万人以下の小規模なものにいかに関係していくかが課題だと述べられたかと思っております。

今後、こういった小規模自治体に広げていく、それに対して、ノウハウの展開もしていくことは非常に重要かと思っている一方で、前段で大西委員がおっしゃった限られたリソースでどこを重点的にやるのかというのが総花的になってくると、懸念かなと思っております。

ただ、一方で金融機関としては、大規模なところは金融機関が見ていくケースが多いと思うのですが、こうやって小規模化していくことによって、地方の金融機関にもビジネスチャンスが広がっていくことは、地方創生の観点でも非常に重要かと思っております。

ますので、ぜひこういった小規模自治体の展開、それに対するノウハウの拡充という点は進めていただければと思っております。

2点目でございますが、新たなPPP/PFI活用モデルの形成の中で、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理・運営、指標連動方式といった新たな取組を挙げさせていただいております。

海外の事例を見ましても、必ずしも収益を生む案件ではなくて、こういったキャッシュフローを生み出しにくい中の指標連動方式、俗に言うアベイラビリティーのPPPの形式は非常に多いと思っております。

これの導入が進みますと、対象のセクターも相当広がってくると思っておりますので、ぜひこの新たな活用モデルを推進していただきたいと思いますと思っております。

私からは以上でございます。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 3点挙げさせていただきたいと思います。

1点目は、アクションプランの①、②と関係する部分でございますが、その中で、小規模自治体に今後広げていくときに、身近な施設でのPPP/PFI活用モデルの形成を資料に記載していただいております、これはとても重要なことだと思っております。

先ほどのレビューでもありましたが、10万人未満の市町村においては、契約金額が5～10億の案件が最多ということであり、優先的検討規程だと一般的には10億以上と言われている中で、このように定量的・定性的に具体的な事業のイメージを持ってもらうことは、小規模自治体が検討を進めていく上では非常に重要なことではないかと思っております。

そうした中で、(1)に新たなPPP/PFI活用モデルの形成中でモデル案件が示されていますが、このところで一つ、複合化については記載がなかったのですが、それはありきたりだからということなのか。

小さな自治体にしてみると、例えば小学校、中学校などと併せて複合化して、そこをまちの拠点としてまちづくりをしていくみたいなことは、地域課題を解決する上でも重要なことかと思っております。よって、この点があってもいいのではないかと思います。

もう一つは、(3)の事実上の課題解決の支援で、負担軽減の話がありますが、負担軽減については、これまでも内閣府で手続の簡易化ということできろいろと整理されてきていると思います。こちらについては、これまで法令とかガイドラインを踏まえた上で、可能な範囲の手続の簡易化といったことを進めてきたのではないかと思います。

これをより一層簡易化していくとした場合、負担軽減していくためには、その枠を超えてゼロから考えることが必要であり、かつ、実務者にとって実際はどうかということ、民間企業も含めて意見を聞いた上で組み立てていくことが必要になるのではないかと思います。

3つ目といたしましては、(4)③制度改善の話の中で、指標連動方式の活用による民

間の創意工夫の発現の担保やそのインセンティブの設定ですが、これを進めていくためには、恐らく、特定事業選定・公表のところは、自治体側としても今まで以上に目標をしつかりと定めて検討していく必要があると思っております。

そうすると、先ほどの負荷軽減の話とは反対の方向になるところもあると思います。要は、これまで多くPFI事業をやってきて、いろいろと標準化されている事業があると思いますので、今後、事業を進めていくに当たってどこに力点を置いていくのか、そこら辺を見極めて進めていくことが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ありがとうございます。

ベーカー&マッケンジーの小林です。

御説明ありがとうございます。

本日も、おおむねこれまでの事業のアクションプランの総括と、これからの新しいアクションプランのたたき台として進めていくことで、たたき台の方向性につきましては、これまでの議論を反映していただいているので、基本的に全く違和感はないのですが、その中で、基本的に今までやっていなかったような小規模自治体に広げていくとか、民間に事業として投資を呼び込むためには、民間にとって魅力的なものでなければ、結局、なかなか進まないのかなということになると思っております。

前回のアクションプランのときは、空港とかはかなり事業規模があって、みんなが目の色を変えて飛びついてくるような案件がいっぱいあったというところで、今回もそういった目玉の案件、特に、私も20年近くプロジェクトファイナンスの部門を中心的にやってきているのですが、近時、プロファイ案件は、PFIという分野では非常に下火になっている印象を持っていて、特に空港案件に関しては、まだメガバンクさんとかが積極的に取り組んでいます、それ以外の案件に関しては、あまり儲からないしという感じになってしまっている。

そういった銀行でも意欲的に取り組めるような大型の案件とか収支性の高い案件みたいなものを、官民のリスク分担の調整も含めて少し打ち立てていただけるといいのかなと思っております。

そういう意味では、今回、各省庁からいろいろと御説明いただいた中で、例えば公営水力、水道、道路などの案件は、官民のリスク分担の調整は必要になると思われるものの、次のアクションプランの目玉の一つにさせていただくみたいなことがあるといいのかなと思っております。

私からは以上です。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、これまでの御意見について、事務局から回答がございましたら、簡潔に願

いたします。

○福永参事官 PFI室参事官の福永でございます。

ありがとうございます。

今回、小規模な自治体に進めるという話と、指標連動型とかそうした新しい方式をやっていく話などがあります。

混ぜこぜになっているところがあるかもしれませんが、これまでの委員の御意見がございますように、小規模自治体への展開については、これまで小規模ではない自治体で活用が進んできた知見をうまく生かして、それを進めやすくするために、簡素化などをしっかりとやっていきたいと思います。

また、一方で、指標連動方式とかの新しいものについては、モデルを形成していく必要がありますが、このモデルは、必ずしも小規模自治体というわけではなくて、恐らく、もうちょっと大きい規模のところも含めて、新しい導入を図っていく。

これはむしろPPP/PFIにある程度慣れているところにより分野を広げていくという視点が大事かと、御意見を聞いていて思いますので、そこも分かりやすくするように何か書き方も工夫していきたいと思います。

また、当然、複合化についても、小規模自治体に取り組む上でも重要だと思しますので、そういった視点も盛り込んでいきたいと思います。

簡単ですが、以上でございます。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、また御意見を伺いたいと思います。

では、飯島委員、お願いいたします。

○飯島専門委員 飯島です。

意見というか、感想っぽい話になってしまうのかもしれませんが、省庁の皆さん横展開という言葉を非常に何回も使われていて、横展開は、当然、成功事例をほかに展開するということでしょうから、そういう情報提供だったり、説明会だったりみたいなことをおっしゃっていました。

そして、かつ、今回のたたき台の中にもある中小自治体、あるいは活用を促進していくのだという流れになると、分かりやすい話で言うと、もっと小さいモデルといいましょうか、さっき内閣府の方が説明した話と逆に振れた話になってしまいましたが、ここに書いていらっしゃる身近な施設、例えば公民館だったり、図書館だったりを対象にしたモデルケースをたくさんつくって、それを横展開する流れをつくれればいいのかなど。

モデルケースという言葉も、どこまで細かいものを入れるのだという議論はあるのだと思うのですが、極力自治体の第一線の担当者の皆さんの負担にならないような、本当に何から何まで詰め込んでいるようなパッケージみたいなものがあればいいのかなと。

極端な話を振ってしまうと、例えば図書館のPFI事業のやり方はこうで、これを使って、全国の図書館はみんなそういうPFI事業になっているような流れが小規模自治体でつくれ

れば面白いのではないかと思ったのが1点です。

もう一つ、たたき台の中に、広報とか地域においてPFIという事業の発信、理解促進をという項目があったと思いますが、これはまさに非常になるほどと考えております。

極端な話ですが、さっきの日本中の図書館が全部PFI事業化すれば、その事実を日本中の中学生ぐらいだったら知っているみたいな、そのぐらいの説明というか、地域に根差すような活動で、自治体と現地の民間企業が協力体制をつくっているのだという事実をいかに地元住民の皆さんに知っていただけるのかみたいな流れになればいいなと思いました。

以上、感想でした。ありがとうございました。

○山口部会長代理　ありがとうございました。

それでは、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員　財間です。

ありがとうございます。

方向性と推進施策ですが、方向性については、特段意見はございません。

施策に関してですが、(1)のモデル案件の形成ですが、これは既に何回か皆さんからも出ているように、小規模自治体も意識したモデル案件も必要だと思います。

えてして、モデル案件は大きく目立つもの、分かりやすいものが例示されることが多いと思うのですが、そればかりになると、小規模自治体は腰が引けてしまうと思うので、小さい案件もぜひ入れてください。

(2)の「能力・取組意欲向上」ですが、地公体も、②の民間企業・金融機関も、恐らく、まず大事なものは取組意欲の向上だと思うのです。

表現の問題かもしれませんが、どちらかというところ「取組意欲の向上と能力の向上」と、順番は逆のほうがいいかなという気がします。

地公体に関して、財政的なインセンティブをもう少し前面に出せないかなと思います。

要件化も徐々に進んできているとは思いますが、例えばもう少し補助率をプラスアルファすることができるのか、何らかプラスの方向が見えてくると、地公体も入りやすくなるかなという気はします。

それと、②の民間企業・金融機関ですが、ここは言葉として、もっと地元の企業や地銀、信金あたりを意識した書き方をしていただいたほうがいいかなという気がします。

地銀にしても、地元企業にしても、両方ともこのままだと地域の衰退とともに自らも衰退していつてしまうという危機感を持っているはずなので、雇用を創出するとか維持できる、あるいは新たなビジネスチャンスなのだというところをもう少し前面に出せるような入り口が必要かなと思っています。

あと、これはそもそもVFMとか財政問題から入っているPFIと必ず矛盾するのですが、事業者選定のときに、地元の企業を何らかの形で優先的に加点するとか評価する仕組みを目指したいなど。

どうしても矛盾するので、そこでスタックしてしまうと思うのですが、そういったとこ

ろも柔軟に相談できるというか、工夫次第ではもう少し何とかなるのだというところを表現できるような見せ方が必要かと思います。

以上でございます。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、これまでの御意見について、事務局で回答いただくことがあれば、よろしくお願いいたします。

○福永参事官 ありがとうございます。

先ほどと繰り返しになりますが、新しいモデルの話も含めて、政策全体として、できるだけいわゆる小規模自治体とかの普及に向けた話と、そういうこととは別の大きい取組、あるいは全体の取組としてやっていく話という辺りをもう少しうまく分かるようにしていきたいと思います。

あと、自治体へのインセンティブ、あるいは地元企業・信金等を意識した書き方というお話についても、書き方を検討したいと思います。

何かうまい形でPPP/PFIを進めることが、こうした自治体あるいは地域企業の持続可能性にとって、どう大事であって役立つ、だからぜひ参画してほしいということをどこかアクションプランの中でうまく書き込めないかということもまた検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

○山口部会長代理 それでは、引き続き御意見を承りたいと思います。

(1)～(3)の議事で御発言いただいた委員の中から、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 ありがとうございます。

まず、資料4-1ですが、私もやはり「多様な主体の能力と取組意欲向上」のところが重要と思います。この資料は、方向性のたたき台ということですので、細かい文言を修正云々とかいう趣旨ではないのですが、官民金それぞれの方向性ということに関し、少しだけ申し上げられればと思います。

まず、地公体についてですが、優先的検討規程云々はもちろん重要なのですが、その前段となる大きなベースとしての自律意識と、その上で、自身の課題とかビジョンを認識して発信する力、さらに、そのビジョン実現のための事業を企画・形成する力が重要と思います。根っこの土台として重要なのは、改めて、マインドや意識であるといったところを方向性の中で共有認識として持てればと思っています。

それから民間事業者についても、記載のとおりなのですが、もう少し蛇足で言いますと、チームアップを更に一步進め、協働力といいますか、大手と地域、多様な産業の協働力が重要。1足す1を3とか5にする、あるいは別の概念にするようなことが重要というところを方向感として持てたらいいのかなと思っています。

あと、金融機関、中でも地域金融機関についてですが、改めて地銀は、リスクマネーだけではなく、その地域のブレーン、シンクタンク、知恵袋という大きな役割を持っていると思いますので、川上からしっかり汗をかいて、公共施設マネジメントや案件形成をはじめ、自治体等の取組をしっかりと先導、道しるべとしてサポートすることが重要。

そして、官と民とか民のマッチングを実施したり、地域で事業をつくり上げるための様々なコーディネートをすることが結果として自身のビジネスとしていずれ返ってくると。地域の持続性が自身の持続性に直結するところがありますので、その辺を方向感の記載としても共有できればと思っています。

資料４－２ですが、重なりますが、もちろん、全体的に違和感はありません。

個別に各項目を見ると、特段目新しい記載事項はそんなにないかなという気もしますが、ただ、それが悪いということではなくて、裏を返せば、これまでもいろいろな施策をやってきていただいているということだと思いますし、だからこそ、資料４－１でも申し上げたように、資料４－２においても、（２）が重要。いろいろな施策、題材を使いこなすための意欲・能力が重要といったことになると思います。

ただ、それに当たってまず必要となるのは、繰り返しになりますが、いろいろなところでも書いていただいていますとおり、成果・効果の見える化です。客観的な指標とか計画に基づいて、PPPがもたらす成果やそれに関するデータをインパクトある形で訴えることが重要だと思います。

あと、関連してですが、逆に、PPP/PFIを実施しないことは、時にこういうリスクがあるという指標を示せないかといった発想などもあっていいのかなと思います。

最後ですが、大胆に推進というお話もありましたし、そろそろ民間セクターが動かすPPP、民間セクターが喚起するPPP、といったものももうちょっと本格的に推進できないかという視点もあって良いと思います。

そういった意味では、既存の概念というか、いわゆる既存の伝統的な官民の役割分担の枠にとらわれない大きな枠組みで民間が提案できるような環境整備というのでしょうか、資料４－２の後段に「規制改革・行政改革と連携」とも書いていただいています、特区の活用なども含めて、民間の大きな提案もしっかりと受け止めますよ、という国からの発信や運用、といった事項もあるといいのかなと思いました。

以上でございます。

ありがとうございました。

○山口部会長代理　ありがとうございました。

御意見については、あと３名が挙手いただいていますので、この３名の御発言で終了とさせていただきますと思います。時間が限られていますので、簡潔にお願いいたします。

大西委員、よろしくお願いいたします。

○大西専門委員　限られた時間の中、ありがとうございます。

１点だけ。

足立委員が説明されたことにはほぼ同意します。

その上で、これはほぼ確認というか、とはいえ重要な点は、PPP/PFIはあくまでも手段であって、目的ではないところだけは本当に確認しておいたほうがいい。

そんなことは当たり前だということだと思うのですが、公共側が案件形成をやることを目的化すると、結局、真の意味でも官民連携という形にならない可能性が高いことになると思いますので、支援は当然重要だと思うのですが、先ほど足立委員がおっしゃったように、民間側からそういうものがふつふつと湧き上がってきて、それを公共側がそういうアイデアを拾っていく、実際に適用できるような形に持っていくようなプロセスが重要かと思います。

これは私自身の官民連携の理想的な在り方だと思うのですが、そうすると、確認すべきことは、PPP/PFIはあくまでも手段であって、目的ではないというところで、理念的なところで恐縮ですが、確認させていただきたいと思いました。コメントだけです。

以上です。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 ありがとうございます。

まず、資料４－１なのですが、先ほど来の小規模な自治体が取り組みやすい身近な施設のモデル事業自体は非常にいいと思うのですが、ここの括弧の中で構わないのですが、地域経営、あるいは先ほど台帳の活用とか総合管理計画との連動という話があったので、単なる施設でこういうのが使えますというだけではなくて、もう少し地域の経営を考えたときに、こういうやり方があるよというところに踏み込めるようなものを示していただければと思います。自前主義でやっていくのが不可能なところが多いので、今後10年、15年と考えたときには必要なのかなと思います。

続いて、資料４－２なのですが、(1)でいろいろと例示されているモデル案件の中に、これまで出てきた話として、複合化という話もありましたが、老朽化施設の統廃合・改修・改築といったもの、あるいは前に話が出ていた非保有手法とかそういったところも何か入らせていただけるといいのかなと。

もう一つ、先ほど吉田委員からお話があった指標連動方式は手間がかかっていくところがあると思うので、情報活用機会の充実の中に、データを基にした指標の例示とかそういったものも入っていくといいのかなと思いました。

以上です。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 資料４－１でも、資料４－２でもそうなのですが、図書館などの身近な施設の活用とかは、箱物が前提になっているみたいなことにすごく違和感があります。

図書という本を貸すサービス、機能というのでしょうか、それを提供するのが事業の本

質になると思いますので、図書館をどうしようということなのか、自治体の中でその本を貸し出すというか、貸すといったサービスをどうやって提供しようかという観点での事業創生になると、全く違うと思うのです。

どちらかというと、今、箱も持たずに機能を提供する方向に世の中のサービス事業とかは流れつつあって、都内でも移動スーパーなどのニーズが高くなっていることとかを見て分かりますように、そうなっている。

逆に、箱の価値は、そこに行くことによって、スターバックスみたいにエクスペリエンスみたいなものが得られるようなことを提供するに当たって、それをいかに民間活用するかということだとすると「図書館」という箱物前提みたいな記載の仕方はいいのだろうかと思いました。

以上になります。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、これまでの御意見について、事務局のほうで何か回答していただけることがあれば、お願いいたします。

○福永参事官 ありがとうございます。

PPP/PFIはあくまで手段であることは、御指摘のとおりだと思いますし、一方でこうした手段をどういったもののためにうまく活用していくことがこれからできるのかという辺りを、今後、これまでの御意見も含めて、アクションプランへの書き込み方をしっかりと考えていきたいと思います。

また、小規模モデル等についての御指摘、あるいはPPP/PFIは、施設ではあるのですが、当然、施設によってどういったサービスを提供するかということのための施設なので、そのサービスの提供の在り方も含めた検討が要るのではないかという御指摘もございました。ここも検討していきたいと思います。

あと、民間の創意工夫をという意味では、民間から提案が出てくる、それを受け止めて行政が取り組んでいく仕組みも大事だと思いますので、そのために行政として受け止める体制をつくっていくこと、あるいは民間がより提案しやすいようにするための環境の整備で、行政のデータを見るようにできるようとか、そうしたことも取り組んでいく方向を書き込んでいければと思っております。

以上でございます。

○山口部会長代理 ありがとうございます。

それでは、予定の時間となりましたので、質疑はここまでにさせていただければと思います。

今後、推進施策等の具体化に向けた作業等を進めてまいりますので、その他、今日、私もそうなのですが、時間の関係で全員から御意見を伺うことができませんでしたので、御意見や御質問のある方は、1週間以内、2月4日までに事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

次回の計画部会で、改めて今日御意見いただかなかった委員の方々の意見も含めて、少し資料として整理していただいて御提示いただけたらと思います。

それでは、本日の議事は以上といたします。

本日は、積極的に御議論いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○庄司企画官 皆様、本日はありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールでございますが、2月15日にPFI推進委員会を開催予定ということでございまして、これまでの計画部会での議論の状況を御報告して、審議を行う予定としてございます。

次回の計画部会ですが、2月25日15時30分からの開催ということで予定させていただいておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。